

2025年7月29日

千葉県地方賃金審議会委員 各位

郵政産業労働者ユニオン浦安支部

支部長 佐藤 廣行

意 見 書

第1 意見の趣旨

- 1 最低賃金の決定にあたっては、最賃法の定める3要素を考慮しても「絶対的貧困かつ相対的貧困」に陥らない最低基準を追求すべきです
- 2 最低賃金の決定は、世帯全体の家計も考慮すべきです
- 3 長時間労働と低賃金の実態を考慮すべきです
- 4 三要素の決定に当たって資料の精査を求めます
- 5 東京都と千葉県の最低賃金を是正し、全国一律1500円への改正を求めます

第2 意見の理由

1 はじめに

私たち郵政産業労働者ユニオン浦安支部(千葉県浦安市東野1-6-1浦安郵便局内)は、千葉県のうち主に都県境付近の事業所を中心に組織している労働組合の支部組織です。

「最低賃金の改正決定について(諮問)」では、「新しい資本主義グランドデザイン及び実効計画2025年及び経済財政運営と改革の基本方針2025年改訂版」(令和7年6月13日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」(同日閣議決定)への配意を要請しています。「地方創生2.0基本構想」(同日閣議決定)、「ジョブ型人事指針」に係る政策・指針も出されており、家計の補助的労働者か否かを問わず、全ての労働者に最低賃金は非常に重要であるということも踏まえたところで労働組合として意見します。

「経済財政運営と改革の基本方針2025」では「日本経済の取り巻く環境と目指す道」について「国際秩序」について概観しています。他方で「最低賃金の引上げを含め、物価上昇を安定的に上回る賃上げを実現する。」と述べています。

昨年の意見陳述で述べたところでありますが、2014年5月15日、米国で最低賃金時給15ドルと労組結成を求めるファストフードグローバルアクションに連帯した行動が千葉県を含めた日本の各都道府県など全世界的に行われて10年余が経過しました。10年前の時点で日本や米国各州等の最低賃金水準に対して、欧州や豪州では労使協定あるいは実効性のある最賃制度が機能し、デンマークでは労使協定で18歳以上時給21ドル、18歳未満15ドル、ビックマック5.18

ドルでした。日本では都道府県別に最賃を決定しているなど広く知られることとなり、当時の愛媛県最低賃金である666円ではとんかつマックバーガーセットが699円が買えない金額であるなどアピールされました。その後、例えばE U租税協定があるの中であっても、商標権を管理する会社を通じて租税回避が行われる問題があって、グローバル企業に対する国際社会のあり方が問われた経過もありました。

最低基準も各国で様々な決め方があります。最低賃金を上げることについて、米国と日本では福祉国家を志向するか、ILO条約との向き合い方も異なるというところを踏まえ、日本ではILOに批准した今日の最低賃金制度があるというところまで述べたところです。

その上に立って、我が国の最低賃金制度について改めて概観をします。

2 法律による地域別最低賃金の決定方法

憲法では、すべての国民に健康で文化的な最低限度の生活の保障し(25条1項)、国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努める(同2項)ところで、賃金、就業時間など勤労条件に関する基準を法律で定めます(27条2項)。

そこで労働基準法があるわけで、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない(1条)ものとして、1947年制定当初は労働時間の前の旧第28条から旧第31条までで最低賃金を定められることについて及び方法も規定していましたが、1959年に労働基準法から独立し、現在、賃金の最低基準に関しては最低賃金法の定めるところ(28条)とします。

そこで最低賃金法は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的(1条)とし、地域別最低賃金をあまねく全国で決定(9条1項)します。現在の地域別最低賃金の決定方法は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮(同2項)し、生活保護に係る施策との整合性に配慮する(同3項)とされています。

3 絶対的貧困及び相対的貧困に陥らない基準の必要性(意見の趣旨1)

最低賃金法9条2項では「通常の事業の支払い能力」では通常とそうでない事業の違いは何であるのか。支払い能力の数値的な算定は困難ではないかという問題もありますが、憲法25条1項の要請があります。そもそも地域別最低賃金決定の3要素を考慮し、これら総合的に勘案して生活保護に係る施策との整合性に配慮したとしても、導かれる金額としては、すべての国民が絶対的貧困及び相対的貧困に陥らない基準を追求すべきです。

4 ILO条約の要請

最低賃金が憲法上の要請に応えると共に、「国際秩序」という観点からいっても、ILO条約に批准した今日の最低賃金制度という観点は重要です。

同盟及連合国ト独逸国トノ平和条約(大正9年条約第1号) (1920年1月10日『官報』号外)	国際労働機関憲章(昭和27年条約第1号) (1952年1月16日『官報』)
第十三編 労働 第一款 労働機関 国際連盟ハ世界平和の確立を目的トシ而シテ世界平和ハ社会正義ヲ基礎トスル場合ニ於テノミ之ヲ確立シ得ヘキモノナルニ因リ 多数ノ人民ニ対スル不正、困苦及窮乏ヲ伴フ現今ノ労働状態ハ大ナル不安ヲ醸生シ惹テ世界ノ平和協調ヲ危殆ナラシムヘキニ因リ彼ノ労働時間ノ制定殊ニ一日又ハ一週ノ最長労働時間ノ限定、労働供給調整、失業ノ防止、<u>相応ノ生活ヲ支フルニ足ル賃銀ノ制定</u>、労働障害及疾病ニ対スル労働者ノ保護、児童年少者及婦人ノ保護、老年及廃疾ニ対スル施設、自国外ニ於テ使用セラルル労働者ノ利益ノ保護、結社ノ自由ノ原則ノ承認、職業及技術教育ノ組織等ノ如キ手段ヲ以テ前記労働状態改善スルコトハ刻下ノ急務ナルニ因リ 一国ニ於人道的労働条件ヲ採用セサルトキハ他ノ諸国ノ之カ改善ヲ企画スルモノニ対シ障礙ト為ルヘキニ因リ 茲ニ締約国ハ正義人道ヲ旨トシ世界恒久ノ平和ヲ確保スルノ冀望ヲ以テ左ノ諸条ヲ協定ス	国際労働機関憲章 全文 世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することができるから、 そして、世界の平和及び協調が危くされるほど大きな社会不安を起すような不正、困苦及び窮乏を多数の人民にもたらす労働条件が存在し、且つ、これらの労働条件を、たとえば、一日及び一週之最長労働時間の設定を含む労働時間の規制、労働力供給の調整、失業の防止、<u>妥当な生活賃金の支給</u>、雇用から生ずる疾病・疾患・負傷に対する労働者の保護、児童・年少者・婦人の保護、老年及び廃疾に対する給付、自国以外の国において使用される場合における労働者の利益の保護、同一価値の労働に対する同一報酬の原則の承認、結社の自由の原則の承認、職業的及び技術的教育の組織並びに他の措置によつて改善することが急務であるから、 また、いずれかの国が人道的な労働条件を採用しないことは、自国における労働条件の改善を希望する他の国の障害となるから、 締約国は、正義及び人道の感情と世界の恒久平和を確保する希望とに促されて、且つ、この前文に掲げた目的を達成するために、次の国際労働機関憲章に同意する。

国際労働機関憲章 付属書 国際労働機関の目的に関する宣言 (1952年1月16日『官報』)
一 総会は、この機関の基礎となつている根本原則、特に次のことを再確認する。 (a) 労働は、商品ではない。 (b) 表現及び結社の自由は、不断の進歩のために欠くことができない。 (c) 一部の貧困は、全体の繁栄にとつて危険である。 (d) 欠乏に対する戦は、各国内における不屈の勇気をもつて、且つ、労働者及び使用者の代表者が、政府の代表者と同等の地位において、一般の福祉を増進するために自由な討議及び民主的な決定とともに参加する継続的且つ協調的な国際的努力によつて、遂行することを要する。

1864年の欧州各国の労働組合の国際連帯から国際労働立法が模索され、ヴェルサイユ条約までの過程は、佐藤進『ILO条約と日本労働法』（1962、法政大学出版会）が詳しいので参照して下さい。ヴェルサイユ平和条約からの産業構造の転換は日本でも例外ではなく、我が国でも農業生産額を工業生産額が上回り、米価高騰や住宅難などへの対応が模索された時期でもありました。

その後、低賃金の産業分野の最低賃金率を決定する1928年の最低賃金決定条約（第26号）と30号勧告、全労働者に適用される最低賃金を定める1970年の131号条約と135号勧告について、日本は1971年に両条約を批准します。

1928年の最低賃金決定勧告（第30号）では、女子が通常使用される産業又は産業の部分に対し特別な考慮を払うことが有益（I（2））としております。また、1970年の最低賃金決定勧告（第135号）では、「I 最低賃金決定の目的」として貧困を克服すること並びにすべての労働者及びその家族の必要を満たすことを企図する政策の一の要素をなすべきとしています。

5 最低賃金の決定は、世帯全体の家計も考慮すべき（意見の趣旨2）

この間の経過として、1961年に「農業基本法」から、昨年「食料・農業・農村基本法」が改正されましたが、長谷川俊郎農民連会長は2024年5月14日の参院農林水産委員会の意見陳述を行い、1984年のEC共通農業政策の転換や国連「家族農業10年」に触れ、「自給的農家」について陳述しました。

また2024年10月、8年ぶりに国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）が報告審議を行い、総括所見では、賃金や雇用について、同一価値労働同一賃金原則（男女同一賃金）の不十分さ、コース別雇用管理で低賃金の事務職・パートタイム・低賃金労働に女性が集中していることによる賃金格差が大きく、それが年金給付にも影響を及ぼしていることを指摘しました。いわゆる3ちゃん農業と社宅制度と仕送りで融通していた時代から賃金制度が対応できていない問題について議論が必要です。

5 長時間労働と低賃金に考慮し、相対的貧困に陥らない水準を（意見の趣旨3）

郵政産業については、1998年11月以降の地域区分局非常勤化と1999年「女子保護」規定撤廃（夜業解禁）の中で、男女問わず深夜労働が低賃金の非正規労働者が中心となって、Wワークで働く労働者も少なからずいます。

近年「賃金中央値」が下がっていますが、産業によっては正社員の所定労働時間が7時間労働制となる一方、低賃金労働者の方がWワークで長時間労働がある実態があることから、長時間労働と低賃金の実態を考慮し、絶対的貧困と相対的貧困の両方から検討を求めます。

6 生計費について

昨年の意見書の通り、「人事院標準生計費」については、2024年6月5日の衆議院厚生労働委員会において宮本徹議員が質問し、2024年4月の標準生計費（単身世帯）が一番低い愛媛県（7万7060円）は、一番高い三重県（17万1000円）の半分以下で年ごと

にばらつきがあるなど、そのデータには疑問があります。

生計費を把握するには、全労連や連合が行っている生計費調査を参考にすべきであり、3要素の決定について資料の精査を求めます。(意見の趣旨4)

7 賃金相場について

郵政の時給制契約社員の賃金は、①最低賃金、②正社員の調整手当支給区分が甲地以上か否か(国家公務員の調整手当支給区分とも異なり、東京圏では東京都・神奈川県に甲地以上が著しく偏る)がベースとなっています。

例えば、郵便・物流部門の外務社員は、江戸川を挟み葛飾区と松戸市、毛長川を挟み足立区と草加市でそれぞれ①90円+②50円=140円の賃金格差が構造的に生じることとなる制度である一方、境川を挟み町田市と相模原市の間では①0円+②50円=50円となります。

ただし、募集の単価を見れば事業所ごとに期間を定めて「雇用促進手当」の上積みを行っており、スキル評価の低い社員に反映されております。しかしながら、半年ごとのスキル評価による加算給は消しこまれる制度となっており、長年スキルを持って働いている契約社員で時給額90～140円差が生じている構造に変わりはありません。こうした構造が賃金相場に影響していると考えられます。

以上の点を踏まえ、東京都と千葉県の最低賃金を是正し、全国一律1500円への改正を求めます。(意見の趣旨5)

以 上